

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 基本計画の策定_にあたって</p> <p>1 人権に係る取組の状況</p> <p>（1）国際的な取組</p> <p>（2）国内の取組</p> <p>（3）高知県の取組</p> <p>（4）本市の取組</p> <p>2 基本計画策定_の趣旨</p> <p>3 基本計画の性格</p> <p>4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性</p> <p>第2章 人権尊重のまちづくり</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 協働による人権尊重のまちづくり</p> <p>（1）行政の責務</p> <p>（2）市民の役割</p> <p>（3）事業者の役割</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>第3章 人権施策の基本的な方向</p> <p>1—人権を尊重する市政運営（安全・安心な暮らしの確保）—</p> <p>ア 人権尊重の理念に基づく行政運営</p> <p>イ 職員等の人権意識の高揚</p> <p>ウ 人権に関する情報の収集・提供</p> <p>エ 人権に関わる活動の拠点づくり</p> <p>2 人権教育—_____啓発の推進（人権を学び、くらしに活かす）—</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>—（1）学校等における取組</p> <p>ア 人権教育の推進</p> <p>イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進</p> <p>ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 基本計画の見直しにあたって</p> <p>1 人権に係る取組の状況</p> <p>（1）国際的な取組</p> <p>（2）国内の取組</p> <p>（3）高知県の取組</p> <p>（4）本市の取組</p> <p>2 基本計画見直しの趣旨</p> <p>3 基本計画の性格</p> <p>4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性</p> <p>第2章 人権尊重のまちづくり</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 協働による人権尊重のまちづくり</p> <p>（1）行政の責務</p> <p>（2）市民の役割</p> <p>（3）事業者の役割</p> <p>3 人権を尊重する市政運営</p> <p>（1）人権尊重の理念に基づく行政運営</p> <p>（2）連携・協働による人権施策の推進</p> <p>第3章 人権施策の基本的な方向</p> <p>（削除）_____</p> <p>（削除）_____</p> <p>（削除）_____</p> <p>（削除）_____</p> <p>（削除）_____</p> <p>1 人権教育及び人権啓発</p> <p>（1）職員等に向けた取組</p> <p>ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実</p> <p>イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実</p> <p>（2）学校等における取組</p> <p>ア 人権教育の推進</p> <p>イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進</p> <p>（削除）_____</p>	<p>・「策定」→「見直し」</p> <p>・「策定」→「見直し」</p> <p>・（旧）第3章-1※人権尊重のまちづくりの実現のために必要な「市政運営」と位置付け</p> <p>・（1）は（旧）第3章-1 ア</p> <p>・（2）は（旧）第3章-1 イ及び条例 第7条より追加</p> <p>・（新）第2章-3へ移動</p> <p>・（新）第2章-3へ内容盛り込み</p> <p>・（新）第2章-3へ内容盛り込み</p> <p>・（新）第3章-2及び（新）第3章-2 イへ移動</p> <p>・（新）第3章-4 イへ移動（「活動の拠点づくり」→「活動拠点の環境整備」）</p> <p>・職員への教育等が最優先と思われるため追加</p> <p>・（旧）第3章-2（4）、（新）第3章-1（4）ウへも</p> <p>・（旧）第3章-2（1）ウ（教職員等=職員）</p> <p>・番号ズレ</p> <p>・（新）第3章-1（1）イへ移動</p>

<p>-(2)-家庭・地域における取組 ア 人権教育・啓発活動の推進 イ 地域の拠点施設の活用</p> <p>-(3)-職場（企業等事業者）における取組 ア 人権啓発活動の支援 イ 人権尊重のまちづくりへの参画の促進 (追加)</p> <p>(4)-特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実</p> <p>イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 _____ 相談—_支援体制の充実（一人ひとりの課題に寄り添う） ア 相談_____体制の充実と相談窓口の周知 イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実 ウ 問題解決と支援のための連携強化 エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ オ 人権課題の調査・研究の推進</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(3) 家庭・地域における取組 ア 人権教育・啓発活動の推進 イ 地域の拠点施設の活用</p> <p>(4) 職場（事業所）_____における取組 ア 人権啓発活動の支援 イ 人権講演会等への参加_____の促進 ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 人権問題に関する情報の収集及び提供 ア 相談窓口の周知 イ 人権に関する情報の収集及び提供 ウ 個人情報の適切な管理等</p> <p>3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ア 相談・支援体制の充実_____ イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実 ウ 問題解決と支援のための連携強化 エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ オ 人権課題の調査・研究の推進</p> <p>4 人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項（推進体制と活動拠点の充実） ア 体制づくりと支援活動の推進 イ 人権に関わる活動拠点の環境整備 ウ その他の事項</p>	<p>・番号ズレ</p> <p>・番号ズレ、(企業等事業者)→(事業所)</p> <p>・追加(内容は(旧)(3)イを複合して追記)</p> <p>・(旧)第3章-2 (4)(※内容はア・イとも盛り込み)</p> <p>・(新)第3章-1 (4) ウへ移動</p> <p>・(新)第3章-1 (1) アへ移動(職員の取組も同様)及び(新)第3章-1 (4) ウへも内容追記</p> <p>・(新)第3章-1 (1) ウへ内容盛り込み</p> <p>・条例の4項目により追加</p> <p>・(旧)第3章-3 ア「相談窓口の周知」のみ移動</p> <p>・(旧)第3章-1 ウ</p> <p>・(旧)第3章-1 ア 3・内容の趣旨を追加</p> <p>・条例の4項目により変更</p> <p>・「相談窓口の周知」のみ(新)第3章-2 アへ移動</p> <p>・条例の4項目により追加</p> <p>・(旧)第3章-1 エ(「活動の拠点づくり」→「活動拠点の環境整備」)</p>
--	--	---

第4章 人権課題ごとの取組方針

(追加)

(追加)

(追加)

- 1 _____ 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障がいのある人
- 6 外国人
- 7 感染症患者等
- 8 性的指向・性自認
- 9 職場 _____ の人権
- 10 犯罪被害者等
- 11 インターネットによる人権侵害
- 12 災害と人権
- 13 さまざまな人権課題

第5章 具体的取組

第6章 基本計画の推進体制

- 1 推進体制等の整備

- 2 人権施策の点検と見直し

(追加)

第4章 人権課題ごとの取組方針

(1) 課題横断的な人権課題

インターネットによる人権侵害

①

(2) 各人権課題

- 1 部落差別 (同和問題)
 - 2 女性
 - 3 子ども
 - 4 高齢者
 - 5 障がいのある人
 - 6 外国人
 - 7 感染症患者等
 - 8 性的指向・性自認
 - 9 職場 (事業所) における人権
 - 10 犯罪被害者等
- (削除)
- 11 災害と人権
 - 12 さまざまな人権課題

(削除)

第5章 基本計画の推進体制

- 1 推進体制等の整備

- 2 人権施策の点検と見直し

具体的取組 (別冊)

・ (旧)第4章-11

●情プラ法に関する対策を追加

- 1 文言整理
- 2 女性相談員の設置を検討
- 3 ヤングケアラー問題等に係る対策を追加
- 4 認知症対策の追加
- 5 合理的配慮の提供に関する啓発・周知を追加
- 7 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による差別防止規定の新設を追記
- 8 ファミリーシップ制度や LGBT フレンドリー企業に関する他市の動向等を鑑みて取組を追加
- 9 文言整理。公共調達における加点要件の追記
- 10 市条例制定による啓発・周知・庁内連携を追加
- ・(新)第4章(1)へ移動
- 11 避難行動要支援者情報の収集・提供により避難時の支援対策について追加

・(新)第5章後段に移動

・章ズレ

・各年度ごとに具体的取組の別冊を作成

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p data-bbox="76 113 421 140">第1章 基本計画の策定 にあたって</p> <p data-bbox="76 177 362 204">1 人権に係る取組の状況</p> <p data-bbox="107 240 295 268">(1) 国際的な取組</p> <p data-bbox="76 304 884 400">1948（昭和23）年12月10日、国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。</p> <p data-bbox="76 437 884 560">その後、「すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。</p> <p data-bbox="76 596 884 719">また、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの「人権教育のための国連10年」では、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。この取組はその後、「人権教育のための世界計画」（2005（平成17）年）に引き継がれています。</p> <p data-bbox="76 756 884 911">さらに、2015（平成27）年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。</p> <p data-bbox="107 916 197 943">（追加）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p data-bbox="107 1107 273 1134">(2) 国内の取組</p> <p data-bbox="76 1171 884 1294">我が国は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人権課題の解決を図ってきました。</p>	<p data-bbox="898 113 1243 140">第1章 基本計画の見直しにあたって</p> <p data-bbox="898 177 1184 204">1 人権に係る取組の状況</p> <p data-bbox="929 240 1120 268">(1) 国際的な取組</p> <p data-bbox="898 304 1706 400">1948（昭和23）年12月10日、国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。</p> <p data-bbox="898 437 1706 560">その後、「すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。</p> <p data-bbox="898 596 1706 719">また、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの「人権教育のための国連10年」では、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。この取組はその後、「人権教育のための世界計画」（2005（平成17）年）に引き継がれています。</p> <p data-bbox="898 756 1706 911">さらに、2015（平成27）年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界等をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。</p> <p data-bbox="898 916 1706 1070">しかしながら、2025年時点のSDGs達成における進捗状況は、169ある全ターゲットのうち、「順調に進んでいる」または「ある程度前進している」ものは35%にすぎない一方、半数近くは進捗があまりにも遅く、18%は後退しており、国連では、残すところ5年余りとなった2030年までに、SDGsの達成に向けた行動を起こすよう強く呼びかけています。</p> <p data-bbox="929 1107 1097 1134">(2) 国内の取組</p> <p data-bbox="898 1171 1706 1294">我が国は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人権課題の解決を図ってきました。</p>	<p data-bbox="1722 113 2040 140">「策定」⇒「見直し」(第6章-2 (3)より)</p> <p data-bbox="1722 788 1832 815">表記の統一</p> <p data-bbox="1722 916 2154 991">SDGs達成状況の現状を追記 ※国際連合広報センター、2025/7/14 付けプレスリリースより</p>

<p>特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が国の責務であり国民的課題であるとする、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、差別解消に向けた施策を実施しました。<u>「特別措置法」は2001（平成13）年度末で失効しましたが、1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申で述べられているとおり、教育、就労、産業等の面でなお格差が存在し、差別意識の解消に向けた課題は残されています。</u></p> <p>人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権という普遍的文化を築くために、1995（平成7）年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997（平成9）年に国内行動計画を策定しました。</p> <p>また、「人権擁護施策推進法」（1997（平成9）年）の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、<u>人権尊重の理念の下、人権教育・啓発の取組を推進してきました。</u></p> <hr/> <p>しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、2016（平成28）年には、差別解消三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」）が相次いで施行されました。さらに、2019（平成31）年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が、2019（令和元）年6月には、「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」</p> <hr/> <p>が公布されるなど、国民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。</p> <p>国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、日本では、SDGs達成に向けた体制整備として、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」を設置して、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し、2018（平成30）年からは、SDGs推進の具体的施策を取りまとめた年次アクションプランを決定しています。</p>	<p>特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が国の責務であり国民的課題であるとする、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、差別解消に向けた施策を実施しました。<u>「特別措置法」は2001（平成13）年度末で失効しましたが、依然として</u></p> <hr/> <p>差別意識の解消に向けた課題は残されています。</p> <p>人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権という普遍的文化を築くために、1995（平成7）年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997（平成9）年に国内行動計画を策定しました。</p> <p>また、「人権擁護施策推進法」（1997（平成9）年）の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。さらに、<u>その後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、2025（令和7）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図っています。</u></p> <p>しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、2016（平成28）年には、差別解消三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」）が相次いで施行されました。さらに、2019（平成31）年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」、2019（令和元）年6月には、「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」、<u>近年では2022（令和4）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」と「こども基本法」、2023（令和5）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されるなど、国民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。</u></p> <p>国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、日本では、SDGs達成に向けた体制整備として、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」を設置して、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し、2018（平成30）年からは、SDGs推進の具体的施策を取りまとめた年次アクションプランを決定しています。</p>	<p>表記の統一 教育、就労、産業等の面において、格差がなお存在しているかどうか不透明なため削除</p> <p>国の計画策定追記(法務省 HP より抜粋)</p> <p>困難女性支援法、こども基本法、認知症基本法の成立について記載。</p>
---	--	--

<p>現行の「SDGsアクションプラン2020」には、実施指針が掲げる8分野の優先課題に関する具体的取組として、<u>ダイバーシティ・バリアフリーの推進、子どもの貧困対策、ビジネスと人権に関する行動計画、子どもの安全、女性に対する暴力根絶等さまざまな取組が盛り込まれており、国際社会と協力しながら、SDGs実現に向けて積極的に取り組んでいます。</u></p> <p>(3) 高知県の取組</p> <p>高知県においては、1995（平成7）年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998（平成10）年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しています。</p> <p>2000（平成12）年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。</p> <p>2014（平成26）年3月の第1次改定において、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、<u>推進方針に基づく具体的な人権教育啓発活動に取り組んでいます。</u></p> <p>(4) 本市の取組</p> <p>本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決を旨とした取組を推進してきました。</p> <p>同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。</p> <p><u>特別措置法</u>の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、2005（平成17）年度に、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」と基本計画を実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」（その後「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更）を策定し、計画に則った取組を進めてきました。</p>	<p>2025（令和7）年の日本のSDGs達成度は、167か国中19位となっており、17の目標のうち、新たに加わった目標2「飢餓をゼロに」や、目標5「ジェンダー平等の実現」等、計6つが深刻な課題であるとの評価となりました。これを受け、国は、<u>人間の尊厳が守られる世界を実現すべく、我が国を含む国際社会全体が、SDGs達成に向けた努力を加速していく必要があるとしています。</u></p> <p>(3) 高知県の取組</p> <p>高知県においては、1995（平成7）年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998（平成10）年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しています。</p> <p>2000（平成12）年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。</p> <p>2014（平成26）年3月の第1次改定において、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、<u>2019（平成31）年3月に第2次改定を、2024（令和6）年3月に第3次改定を行い、推進方針に基づく効果的な施策の推進に努めています。</u></p> <p>(4) 本市の取組</p> <p>本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決を<u>めざした</u>取組を推進してきました。</p> <p>同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。</p> <p><u>特別措置法</u>の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、2005（平成17）年度に、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」と基本計画を実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」（その後「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更）を策定し、計画に則った取組を進めてきました。</p>	<p>SDGsについて現在の評価を追記。国の政策会議持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合(第16回)より抜粋</p> <p>※目標2:具体的には持続可能な農業</p> <p>県の「人権施策推進基本方針」P5に合わせた記載に変更</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
---	---	--

<p>地域における市民主体の取組としては、市民一人ひとりが人権問題を身近に、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内すべての行政区において「地区人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活動が展開されています。</p> <p>2019（令和元）年4月、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解消三法」の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を制定、同年7月に施行しました。</p>	<p>地域における市民主体の取組としては、市民一人ひとりが人権問題を身近に、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内全域で「地区人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活動が展開されています。</p> <p>2019（令和元）年4月、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解消三法」の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を制定、同年7月に施行し、2021（令和3）年3月、条例の理念を実現する取組を具現化するために「高知市人権施策推進基本計画」を策定しました。</p>	<p>文言調整</p> <p>基本計画の策定について追記</p>
<p>本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「地域共生社会」の実現を目指していきます。</p> <p>2 基本計画策定の趣旨</p> <p>本市では、2011高知市総合計画の重点課題として、「市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な生活を営むことができる社会の実現」を掲げ、「大々の憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏見のない地域社会の確立を目指す」取組を推進してきました。</p>	<p>本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「地域共生社会」の実現をめざしていきます。</p> <p>2 基本計画見直しの趣旨</p> <p>本計画は、社会情勢の変化に伴う、人権を取り巻く状況の変化を見据えながら、「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴き、人権に関する市民意識調査の結果等を参考として、5年ごとに必要な見直しを行うこととしています。</p>	<p>表記の統一</p> <p>策定→見直し</p> <p>「策定の趣旨」から「見直しの趣旨」への変更</p>
<p>その取組はこれまで一定の成果を上げてきたものの、私たちの周りには依然として差別や偏見が存在し、社会の変化に伴う新たな人権課題も生じています。</p> <p>こうした状況を受け、本市では、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け総合的に取り組んでいくこととしました。</p> <p>本計画は、高知市人権尊重のまちづくり条例に基づき、条例の理念を実現する取組を具体化するために策定するものです。</p> <p>3 基本計画の性格</p> <p>本計画は、次の性格を有します。</p> <p>○ 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定するものです。</p> <p>○ 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。</p>	<p>先の計画策定から5年が経過する中、条例の理念に基づき、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、各部署間が連携し包括的に取り組んできたところですが、生活を豊かにする情報化が進む一方で、インターネットによる人権侵害をはじめ、あらゆる人権課題が複雑化・複合化しているなどの状況の変化が生じており、国や県の人権施策に係る計画も改定がなされています。</p> <p>また本市でも、令和6年11月に「人権に関する市民の意識調査」を実施しており、こうしたことを踏まえて見直しを行います。</p> <p>3 基本計画の性格</p> <p>本計画は、次の性格を有します。</p> <p>○ 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定するものです。</p> <p>○ 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。</p>	

<p>○ 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策についても示します。</p> <p>○ 計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、その後は原則として5年毎に内容の見直しを行います。</p> <p>○ 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置づけ、協働による施策の推進に資するものとします。</p> <p>4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性</p> <p>持続可能な開発目標（<u>SDGs</u>）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（<u>MDGs</u>）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。</p> <p><u>SDGs</u>が目指す姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全ての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、<u>SDGs</u>の達成にも寄与したいと考えています。</p>	<p>○ 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策についても示します。</p> <p>○ 計画期間は、<u>2026（令和8）年度から2030（令和12）年度</u>までの5年間とし、その後は原則として5年毎に内容の見直しを行います。</p> <p>○ 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置づけ、協働による施策の推進に資するものとします。</p> <p>4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性</p> <p>持続可能な開発目標（<u>SDGs</u>）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（<u>MDGs</u>）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を<u>めざし</u>「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。</p> <p><u>SDGs</u>が<u>めざす</u>姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全ての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、<u>SDGs</u>の達成にも寄与したいと考えています。</p>	<p>年度の修正</p> <p>表記の統一 表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
---	--	---

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p data-bbox="85 114 358 140">第2章 人権尊重のまちづくり</p> <p data-bbox="85 178 210 204">1 基本理念</p> <p data-bbox="85 242 889 331">日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。</p> <p data-bbox="85 370 889 491">すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。</p> <p data-bbox="85 529 889 587">本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。</p> <p data-bbox="85 625 434 651">2 協働による人権尊重のまちづくり</p> <p data-bbox="85 689 889 810">人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえで、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。</p> <p data-bbox="85 849 250 874">(1) 行政の責務</p> <p data-bbox="85 912 889 1002">行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。</p> <p data-bbox="85 1040 255 1066">(2) 市民の役割</p> <p data-bbox="85 1104 889 1225">市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="85 1264 277 1289">(3) 事業者の役割</p> <p data-bbox="85 1327 889 1417">企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。</p>	<p data-bbox="907 114 1180 140">第2章 人権尊重のまちづくり</p> <p data-bbox="907 178 1032 204">1 基本理念</p> <p data-bbox="907 242 1711 331">日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。</p> <p data-bbox="907 370 1711 491">すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。</p> <p data-bbox="907 529 1711 587">本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。</p> <p data-bbox="907 625 1256 651">2 協働による人権尊重のまちづくり</p> <p data-bbox="907 689 1711 810">人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえで、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。</p> <p data-bbox="907 849 1072 874">(1) 行政の責務</p> <p data-bbox="907 912 1711 1002">行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。</p> <p data-bbox="907 1040 1077 1066">(2) 市民の役割</p> <p data-bbox="907 1104 1711 1225">市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="907 1264 1099 1289">(3) 事業者の役割</p> <p data-bbox="907 1327 1711 1417">企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。</p>	<p data-bbox="1731 178 1879 204">第3条(基本理念)</p> <p data-bbox="1731 849 1879 874">第4条(市の責務)</p> <p data-bbox="1731 1040 1897 1066">第5条(市民の役割)</p> <p data-bbox="1731 1264 1915 1289">第6条(事業者の役割)</p>

<p>(追加)</p>	<p>【参考】現行計画第3章</p>	<p>3 人権を尊重する市政運営</p> <p>本市では、<u>人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めます。</u></p>	<p>(旧)第3章から移動 ※(新)第3章で条例に基づく4項目を記載したため、(旧)第3章の根幹部分のみ抜き出し、第2章へ移行。 ※(旧) ア「プライバシーの保護」と エ「人権に関わる活動の拠点づくり」のみ(新)第3章へ移動</p>
<p>(追加)</p>	<p>1 人権を尊重する市政運営(安全・安心なくらしの確保)</p> <p>市民一人ひとりが、お互いに認め合い尊重し合うためには、社会生活が安全で安心できるものでなくてはなりません。</p>	<p>(1) <u>人権尊重の理念に基づく行政運営</u></p>	
<p>(追加)</p>	<p>本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための取組を進めます。</p>	<p>行政運営のあらゆる場面において、<u>すべての施策は人権に関わるものであるという認識のもと、職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進するとともに、人権に係る複合的な課題に対しても、関係部局が連携し包括的に取り組めます。</u></p>	
<p>(追加)</p>	<p>行政運営のあらゆる場面において人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進します。</p>	<p>(2) <u>連携・協働による人権施策の推進</u></p>	
<p>(追加)</p>	<p>〈施策の方向性〉</p> <p><u>ア 人権尊重の理念に基づく行政運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の視点に立った行政運営に努めます。 人権に係る複合的な課題に対し、関係部署が連携し全庁的に取り組みます。 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努めます。 	<p>行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。</p>	<p>(旧)第3章イ</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>イ 職員等の人権意識の高揚</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権課題に関する学習とその解決に取り組めます。 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。 	<p>また、市民や事業者に対しても、差別を解消するための人権教育及び人権啓発、人権に関する情報の収集や提供を行うとともに、人権課題や差別に関する相談や支援体制の充実に取り組んでいきます。</p>	
<p>(追加)</p>	<p><u>ウ 人権に関する情報の収集・提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。 		<p>条例第7条より</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>エ 人権に関わる活動の拠点づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民会館をはじめ、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設の整備とその機能の充実を図ります。 		

<p>2 人権教育・啓発の推進(人権を学び、くらしに活かす)</p> <p>人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。</p> <p>行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要に応じた適切な支援や情報提供等を行うことで、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。</p> <p>(追加) _____ (追加) _____ _____ (追加) _____ (追加) _____ _____ (追加) _____ (追加) _____ _____ (追加) _____ (追加) _____ _____</p> <p>(1) 学校等における取組 人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。</p> <p>そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、一人ひとりの子どもが、人の痛みのわかる人々を大切にすることをもち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。</p>	<p>1 人権教育及び人権啓発</p> <p>人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。</p> <p>行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進し、 _____人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。</p> <p>(1) 職員等に向けた取組 <u>市職員や教職員等は、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められます。</u></p> <p><u>人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発を推進していきます。</u></p> <p><u>ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実</u> ・ <u>職員等が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点をもって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人権研修の充実を図ります。</u></p> <p><u>イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実</u> ・ <u>高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員・保育士等の人権意識を高め、資質、指導力及び実践力の向上を図るとともに、効果的な教育手法の研修を進めるための取組につながるよう支援します。</u></p> <p>(2) 学校等における取組 人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。</p> <p>そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、一人ひとりの子どもが、人の痛みのわかる人々を大切にすることをもち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。</p>	<p>番号ズレ (条例の4項目に項目名変更)</p> <p>支援は(新)第3章-3へ移動 情報提供はP.15(新)第3章-2へ移動</p> <p>職員の教育・啓発が最優先と考えられるため追加 P.15(旧)第3章-2 (4)前文一部(特定職業従事者だけでなく職員も同様の取組が必要であると思われるため)</p> <p>P.15(旧)第3章-2 (4) ア(特定職業従事者等だけでなく職員も同様の取組が必要であると思われるため)</p> <p>P.13(旧)第3章-2 (1) ウ</p> <p>番号ズレ</p> <p>読点追記</p>
---	--	---

<p>〈施策の方向性〉</p> <p>ア 人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、一人ひとりの子どもの発達段階、特性等に応じた人権教育を推進します。 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な人権教育を推進します。 家庭における人権教育の重要性について理解を促すための活動や情報提供を行います。 <p>イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切な支援を行います。 <p>ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実</p> <p>教職員・保育士等の資質及び実践力の向上を図るとともに、効果的な教育手法の研修を進めるため、職務に応じた研修や研修の機会を充実させ、実践的な取組につながるよう支援します。</p> <p>高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員・保育士等の人権意識を高め、指導力を向上させる取組を推進します。</p>	<p>(削除)</p> <p>ア 人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、一人ひとりの子どもの発達段階、特性等に応じた人権教育を推進します。 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な人権教育を推進します。 家庭における人権教育の重要性について理解を促すための活動や情報提供を行います。 <p>イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切な支援を行います。 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>「施策の方向性」の見出し削除</p> <p>P.12 (新)第3章-1 (1) イへ移動</p> <p>P.12(新)第3章-1 (1) イへ移動</p>
<p>(2) 家庭・地域における取組</p> <p>私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。</p> <p>人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>ア 人権教育・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。 	<p>(3) 家庭・地域における取組</p> <p>私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。</p> <p>人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。</p> <p>(削除)</p> <p>ア 人権教育・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> _____人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。 	<p>番号ズレ</p> <p>「施策の方向性」の見出し削除</p> <p>地域住民だけに限定せず記載 ※現計画でも市域全体の事業が該当</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。 ・ 学校・関係団体、地域活動団体等との連携 _____ による人権教育・啓発活動を推進します。 ・ 地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。 <p>イ 地域の拠点施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。 <p><u>(3) 職場(企業等事業者)における取組</u></p> <p>企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。</p> <p>事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>ア 人権啓発活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣や資料提供等の支援を行います。 <p>イ 人権尊重のまちづくりへの参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等との連携を深め、 _____ 人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。 <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>地区人権啓発推進委員会</u>」と協働で行う教育・啓発活動を充実していくとともに、<u>地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。</u> ・ 学校・関係団体、地域活動団体等との連携・<u>協働</u>による人権教育・啓発活動を推進します。 ・ 地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。 <p>イ 地域の拠点施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。 <p><u>(4) 職場(事業所 _____)における取組</u></p> <p>企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。</p> <p>事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。</p> <p>(削除)</p> <p>ア 人権啓発活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣 _____ 等の支援を行います。 <p>イ 人権講演会等への参加 _____ の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等を対象とした人権に関する講演会等を開催し、人権尊重のまちづくりへの積極的な参加を働きかけていきます。 <p>ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>福祉関係者、医療・保健関係者、マスメディア関係者等、特に人権に関わりの深い職業に従事する特定職業従事者においては、人権尊重のまちづくりへの主体的な参画を促し、より高い人権意識をもって職務に従事できるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。</u> 	<p>地区人権啓発推進委員会の活動の重要性から追記</p> <p>連携だけでなく、地域活動団体とも協働して行っていくことも記載</p> <p>番号ズレ、「(企業等事業者)」→「(事業所)」</p> <p>「施策の方向性」の見出し削除</p> <p>P.15(新)第3章-2の趣旨に該当のため削除</p> <p>事業No.25(週間)の事業概要と「人権尊重のまちづくりへの参加の促進」を複合して追記</p> <p>P.15(旧)第3章-2(4)前文及びアとイをまとめて記載 ※消防職員は(1)職員等に該当すると考えられるため、削除</p>
---	--	--

<p>(4) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進</p> <p>一市職員や教職員はもとより、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員、マスメディア関係者等、特に人権に関わりの深い職業に従事する者(特定職業従事者)は、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められます。</p> <p>特定職業従事者が、人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発を推進していきます。</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実</p> <p>一 特定職業従事者が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点をもって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人権研修の充実を図ります。</p> <p>イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進</p> <p>一 大ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であるとの自覚を促し、人権尊重のまちづくりへの主体的な参画を働きかけていきます。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 人権問題に関する情報の収集及び提供</p> <p>人権問題について、相談先が把握しやすいように相談窓口の周知を広く行い、相談・支援に繋がりやすい環境づくりを行うとともに、人権に関する情報等についても、インターネット等を活用し広く周知を行います。</p> <p>また、関係機関や市民等から収集した人権に関する情報等について、調査・研究を進めるとともに、収集した情報等については適切な管理のもと、職員や市民等に提供し、周知を図ります。</p> <p>ア 相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が人権に関する相談について、適切な相談窓口を把握しやすいように相談窓口の周知を図ります。 <p>イ 人権に関する情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進め、広報紙やインターネット、SNS、その他人権に関わる地域活動拠点等を活用し、広く発信します。 人権問題について、関係機関等から収集した情報や事例について、調査・研究を行い、必要に応じて市民等へ提供するとともに関係部署とも共有を図ります。 	<p>P.15(新)第3章-1 (4) ウへ移動</p> <p>P.15(新)第3章-1 (4) ウへまとめて移動</p> <p>※消防職員は職員等へ含み、削除</p> <p>P.15(新)第3章-1 (4) ウへまとめて移動</p> <p>「施策の方向性」の見出し削除</p> <p>P.15(新)第3章-1 (4) ウへ盛り込み</p> <p>P.12(新)第3章-1 (1) アへも移動(職員も同様の取り組みが必要と考えられるため)</p> <p>P.15(新)第3章-1 (4) ウへ盛り込み</p> <p>条例の4項目により追加</p> <p>P.15~16(新)第3章-2 ア〜ウの内容に合わせて記載</p> <p>相談に繋げる取組の推進が必要との考えから追記</p> <p>P.16(旧)第3章-3 ア一部「相談窓口の周知」のみ記載</p> <p>P.11(旧)第3章-1 ウ</p> <p>P.11(旧)第3章-1 ウ(手法について追記)</p> <p>追加(庁内掲示、WG、研修等の活用で得た法律、条例、計画、事例等の情報の調査・研究・共有等を想定したものの)</p>
--	--	---

<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>3 相談・支援体制の充実(一人ひとりの課題に寄り添う)</p> <p>さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。</p> <p>本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>ア 相談体制の充実と相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の_____人権相談に適切に対応するため、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。 <p>イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充実を図ります。 <p>ウ 問題解決と支援のための連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化します。 <p>エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。 <p>オ 人権課題の調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。 	<p>ウ 個人情報の適切な管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努めます。 <p>3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備</p> <p>さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。</p> <p>本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。</p> <p>(削除)</p> <p>ア 相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が安心して暮らせるよう、適切な人権相談や_____支援の充実_____を図ります。 <p>イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充実を図ります。 <p>ウ 問題解決と支援のための連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化します。 <p>エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。 <p>オ 人権課題の調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。 	<p>P.11(旧)第3章-1 ア 3・</p> <p>条例4項目にあわせて変更</p> <p>「施策の方向性」の見出し削除 「相談窓口の周知」のみ P.15(新)第3章-2 アへ移動し、支援の充実を追記</p>
---	--	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>第4章 人権課題ごとの取組方針</p> <p>(追加)</p> <p>11 インターネットによる人権侵害</p> <p>インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性の理解や知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大している一方、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。</p> <p>国においては、特に子どもたちの安全を考慮して、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、また、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014（平成26）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行しました。</p> <p>しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われたり、災害や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっています。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>こうしたことから、国では、2020（令和2）年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。</p>	<p>第4章 人権課題ごとの取組方針</p> <p>(1) 課題横断的な人権課題</p> <p>インターネットによる人権侵害</p> <p>インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性の理解や知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大しています。</p> <p>国においては、特に子どもたちの安全を考慮して、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、また、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014（平成26）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例として「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。</p> <p>しかし、インターネット上の人権侵害が社会問題化しており、近年は、情報の拡散力が高いSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）等、人権に関わる様々な問題が発生しています。</p> <p>また、インターネットは、災害発生時には有益な情報の発信・入手に有効な手段となりますが、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しています。</p> <p>このように、インターネット上での人権侵害は、分野を問わず発生しているため、各人権課題と密接に関わる問題として横断的に捉える必要があります。</p> <p>(削除)</p>	<p>①</p> <p>(新)3段落目でインターネット上の人権問題について説明するため削除。</p> <p>表記の統一。 表現の変更。</p> <p>近年の社会情勢に合わせて書き換え。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（法務省）参考（P15）</p> <p>インターネット上の人権問題について、具体例を追記。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（法務省）参考（P15）</p> <p>① 課題横断的な人権課題であることを追記。</p>
<p>こうしたことから、国では、2020（令和2）年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(旧)「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」は、人権に関する記載が無かったため削除。</p>

<p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>本市でも、学校等における情報モラル教育を推進するとともに、インターネットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害について、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っています。</p> <p>(1)課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大によって、私たちは、これからの社会におけるインターネットの有用性と必要性を改めて認識する一方で、悪意のある書き込み、偽り又は誤った情報がインターネット上で拡散されることによって、社会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事態を生じさせることも認識させられました。</p> <p>2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについて、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくい」の順となっています(図26)。</p> <p>インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。</p> <p>また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の救済手段等についても検討が必要となっています。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>様々な分野にわたる差別的書き込みの増加により、2025(令和7)年4月には、「プロバイダ責任制限法」から、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(「情報プラットフォーム対処法」)」と法律の題名及び略称を改めて施行され、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、対策の強化が進められています。</p> <p>本市でも、学校等における情報モラル教育を推進するとともに、インターネットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害について、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っています。</p> <p>(1)課題</p> <p>インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害は、社会的問題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大時や災害発生時には、<u>誤った情報が</u>拡散されることによって、社会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事態を生じさせることも認識させられました。</p> <p>2024(令和6)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについて、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「<u>犯罪行為をうながしたり、誘発するようなサイトが存在する</u>」の順となっています(図1)。</p> <p>インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。</p> <p>また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の救済手段等についても検討が必要となっています。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>情報プラットフォーム対処法改正により、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化・運用状況の透明化を義務付けたので追記。</p> <p>※人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)参考(P15)</p> <p>コロナは一定の落ち着きが見られたので、コロナだけでなく、災害発生時等のインターネット上の問題についても記載。</p> <p>市民意識調査問26から。</p> <p>調査結果の変更。</p>
--	--	--

<p>(追加)</p> <hr/> <p>① 教育— 啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。 ・インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。 <p>(追加)</p> <hr/>	<p>また、インターネット上で差別書き込みがあった場合には、関係機関と連携して対応します。</p> <p>①人権教育及び人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。 ・インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。 <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供 ②</p> <p>・インターネットによる人権侵害について、発信者情報の開示の請求や人権侵害情報の削除を依頼するなどの対応方法に関することや、相談窓口の周知に努めます。</p>	<p>取組方針で、インターネット上差別の予防（教育・啓発）に加え、発生時の対応についても触れるため追記。</p>
<p>② 相談— 支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。 <p>(追加)</p> <hr/>	<p>③人権問題に関する相談及び支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。 ・インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書き込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等、適切に対応します。 <p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/>	<p>(旧)取組方針②から一部移動 インターネット上の書き込みについて、開示請求及び削除依頼の対応をHP等で周知しているため追加。</p> <p>(新)取組方針②へ一部移動</p> <p>(旧)取組方針③から移動</p>
<p>③インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書き込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等、適切に対応します。 	<p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/>	<p>(新)取組方針③へ移動</p>

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>(追加)</p> <p>1 同和問題（部落差別）</p> <p>_____（同和問題）は、_____日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今なお、社会生活において自由や平等な取扱が完全には保障されていない実態が残っているという、我が国特有の重大な人権課題です。</p> <p>本市においては、「同和对策事業特別措置法」__下、「高知市同和对策推進本部」を設置し、_____同和問題__の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方等を「同和对策関連施策の見直し_____」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。</p> <p>これまでの取組により、_____同和問題__解決に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別_____は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。</p> <p>そうした状況を踏まえ、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律_____」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。</p> <p>部落差別_____は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかねばなりません。</p> <p>(1)課題</p> <p>特別措置法による同和对策が終了し同和問題に関する市民の問題意識も次第に薄れていると言われる一方で、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別に繋がる身元調査、部落差別に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、_____部落差別_____に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱を誘発するような書き込みをする行為も発生しています。</p>	<p>(2) 各人権課題</p> <p>1 部落差別（同和問題）</p> <p>部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた_____我が国固有の重大な人権課題です。</p> <p>本市においては、「同和对策事業特別措置法」の下、「高知市同和对策推進本部」を設置し、部落差別（同和問題）の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方等を「同和对策関連施策～部落差別解消に向けた取組～」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。</p> <p>これまでの取組により、部落差別（同和問題）解決に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別（同和問題）は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。</p> <p>そうした状況を踏まえ、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。</p> <p>部落差別（同和問題）は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかねばなりません。</p> <p>(1)課題</p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、同和地区や同和地区出身者ということ意識するかという問いに対し、「意識することはない」という回答が最も多い（55.9%）ものの「自分自身や親族が結婚するとき」（31.1%）や、「不動産（家・土地など）を購入したり借りたりするとき」（11.2%）等の意識も見られ（図2）、近年でも部落差別（同和問題）に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等や、_____インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱を誘発するような書き込みをする行為も発生しています。</p>	<p>「同和問題」⇒「部落差別（同和問題）」に統一。（以下同様） 部落差別の背景について追記。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（法務省）に合わせる。</p> <p>文言の整理。</p> <p>令和4年見直しによる変更のため修正。</p> <p>表記の統一。</p> <p>意識調査問5-4から。</p> <p>表記の統一。</p> <p>意識調査問5-3から。 意識調査問5-6から。</p>

<p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、実際に部落差別について見聞きしたことがあるかという問に対し、48.6%が「ある」と回答しています（図6）。さらに、それほどの内容だったかとの問いには、結婚差別、同和地区や同和地区出身者への誤解や偏見に関する_____回答が多くありました_____。</p> <p>（追加）_____</p> <p>_____誤解や偏見によって差別が継承されていくことがないよう、_____同和問題_の正しい理解の普及を図っていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>部落差別_____の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、_____同和問題_に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。</p> <p>①教育_____啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関、民間団体、市民と連携し、_____同和問題_の解決に向けた人権教育・啓発を推進します。 ・市職員に対し、_____同和研修を実施します。 ・_____同和問題_の解決に向けた人権教育を推進します。 ・教職員に対し、_____同和問題_への理解促進のための研修を推進します。 <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>②_____相談_____支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題に関する相談窓口の明確化と周知に努め、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。 <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p> <p>（追加）_____</p>	<p>また、現在でも社会の中に部落差別（同和問題）が存在すると思うか_____という問に対し、78.8%が「存在する」と回答しています（図3）。さらに、部落差別（同和問題）が存在している原因について尋ねた問では、昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」という回答が多くありました（図4）。</p> <p>部落差別（同和問題）を知っているかという問では、30代以下の「知らない」の回答割合が他の年代に比べて高くなっています（図5）。部落差別（同和問題）の歴史等を知らないまま、インターネット上等の誤った情報を鵜呑みにするといったことのないよう、幅広い世代に対して部落差別（同和問題）の正しい理解の普及を図っていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>部落差別（同和問題）の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、部落差別（同和問題）に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。</p> <p>①人権教育及び人権啓発_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関、民間団体、市民と連携し、部落差別（同和問題）の解決に向けた人権教育・啓発を推進します。 ・市職員に対し、情報リテラシーやネットリテラシー教育のための同和研修を実施します。 ・部落差別（同和問題）の解決に向けた人権教育を推進します。 ・教職員に対し、部落差別（同和問題）への理解促進のための研修を推進します。 <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別に関する相談窓口の周知に努めます。 <p>③人権問題に関する相談及び支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・_____関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。 ・法務局や県と連携したインターネットのモニタリングや人権相談等を通じて、部落差別（同和問題）の実態把握に努めます。 ・身元調査等を目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の改善とさらなる制度の周知を図ります。 ・国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設として市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合的相談窓口としての体制充実に努めます。 	<p>若年層への啓発が重要であると考え、意識調査（問5）の結果を記載し、幅広い世代に対する啓発が必要であることを追記。</p> <p>研修体制の充実について追記。</p> <p>(旧)取組方針②から一部移動 相談窓口の「明確化」はHP等で対応済みのため削除。</p> <p>(新)取組方針②へ一部移動</p> <p>(旧)取組方針③から移動 国や県との連携したモニタリング体制を追記。 (旧)取組方針③から移動</p> <p>(旧)取組方針④から移動 総合的相談窓口の体制整備は既に行っており、今後はより一層の充実を図っていくため、「整備」から「充実」に変更。</p>
--	--	--

<p>③部落差別の実態把握と差別被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人権相談やインターネットのモニタリング等を通じて、部落差別の実態把握に努めます。 身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の改善とさらなる制度の周知を図ります。 <p>④市民会館活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設として市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合的相談窓口としての体制整備に努めます。 	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(新)取組方針③へ移動</p> <p>(新)取組方針③へ移動</p> <p>(新)取組方針③へ移動</p>
---	---	--

<p>(1)課題</p> <p>性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、<u>国際社会とも協調しながら</u>取組を進めているところですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす<u>古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っている</u>」の回答割合が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」となっており（図8）。<u>世代別にみても共通した結果が出ており、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を打破し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。</u></p> <p>働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。</p> <p>さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などあらゆる形態による女性への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。</p> <p>これらの課題を解決するためには、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、<u>男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。</u></p> <p>(2)取組方針</p> <p>女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。</p>	<p>(1)課題</p> <p>性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、<u>国や県の動向も踏まえながら</u>取組を進めているところですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域等<u>さまざまな場で根強く残っています。</u></p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす<u>法律や制度、古い考え方に基づく社会通念、慣習・しきたりがあること</u>」の回答割合が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」となっており（図6）。<u>固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を打破し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。</u></p> <p>働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。</p> <p>さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等<u>あらゆる形態による女性への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。</u></p> <p>これらの課題を解決するために、<u>性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、「孤独・孤立対策」といった視点を含めた支援、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。</u></p> <p>(2)取組方針</p> <p>女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。</p>	<p>表現の変更。 ※高知市男女共同参画プラン 2021 から引用</p> <p>意識調査問6から。 問の変更。 10・20代の結果が異なったため削除。</p> <p>女性支援新法に掲げられている「支援の強化」について追記。 ※厚労省 HP 女性支援新法の概要から引用</p>
--	---	--

<p>① <u>教育</u> 啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。 ・DV（デートDVを含む）や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。 <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>② <u>相談</u> 支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、<u>相談窓口を設置し、適切な支援を行います。</u> <p>(追加)</p> <hr/> <p>③ <u>男女共同参画社会づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、いわゆる男性中心型労働慣行の見直しに関する啓発を進めるとともに、事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。</u> ・市の管理職や審議会委員の女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 	<p>① <u>人権教育及び人権啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。 ・DV（デートDVを含む）や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。 ・<u>女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、労働時間や雇用形態等の見直しに関する啓発を進めます。</u> <p>② <u>人権問題に関する情報の収集及び提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係機関との連携の下、積極的な情報提供を実施します。</u> <p>③ <u>人権問題に関する相談及び支援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、<u>専門の相談支援員の配置や相談窓口の設置等、相談支援体制を強化していきます。</u> ・<u>事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。</u> <p>④ <u>政策や方針決定過程におけるジェンダー平等の促進</u></p> <p>(削除)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・市の管理職や審議会委員の女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 	<p>(旧) 取組方針③から一部移動 「男性中心型労働慣行」の表現を変更。</p> <p>※高知市男女共同参画プラン 2021 から引用</p> <p>⑤ 相談支援員の配置を検討するため追記。</p> <p>(旧) 取組方針③から一部移動</p> <p>(新) 取組方針①及び③に移動</p>
---	---	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>3 子ども</p> <p>「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）__では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが謳われています。</p> <p>（追加）</p> <hr/> <p>（追加）</p> <hr/> <p>高知県は、2013（平成25）年に高知県子ども条例を改正し、<u>子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを基本理念として、</u>すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目指しています。</p> <p>本市でも、<u>子どもの人権に関し、人権教育を積極的に推進するとともに、いじめや児童虐待</u>への対応を推進しています。</p> <p>(1)課題</p> <p>子どもの権利条約が掲げる4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）は、すべての子どもに保障されなければなりません。が、その権利を侵害する行為は後を絶ちません。</p> <p>特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。</p>	<p>3 子ども</p> <p>「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）__では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきこと等が謳われています。</p> <p><u>わが国では、2023（令和5）年にこども家庭庁が発足され、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざした「こども基本法」を施行、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。</u></p> <p><u>さらに、高齢化や核家族化、共働き世帯の増加等を背景に、子どもが家族の介護や家事を担う「ヤングケアラー」問題が深刻化していることから、2024（令和6）年には「子ども・若者育成支援推進法」（2010（平成22）年施行）が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。</u></p> <p>高知県は、2013（平成25）年に高知県子ども条例を改正したのち、<u>2025年（令和7）年には、国の「こども大綱」を勘案して、これまで取組を進めてきた各計画を包括的に見直した「高知県子ども計画」を策定し、</u>すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現をめざしています。</p> <p>本市でも、<u>2013（平成25）年に「高知市教育振興基本計画」を策定し、現在、「高知市子ども計画（仮称）」の策定に向けて検討を行っており、子どもの人権に関し、人権教育を積極的に推進するとともに、いじめや児童虐待、ヤングケアラー問題等への対応を推進しています。</u></p> <p>(1)課題</p> <p>子どもの権利条約が掲げる4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）は、すべての子どもに保障されなければなりません。が、その権利を侵害する行為は後を絶ちません。</p> <p>特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。</p>	<p>「子ども家庭庁」発足について記載。 ※こども家庭庁 HP から引用</p> <p>「ヤングケアラー」について記載。 ※改正子ども・若者育成支援推進法・概要から引用</p> <p>・表現の変更。 ・「高知県子ども計画」の策定について追記。 ※高知県子育て支援課 HP から引用</p> <p>「高知市教育振興基本計画」及び「高知市子ども計画」について追記。 ※第2期高知市教育振興基本計画から引用</p>

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>4 高齢者</p> <p>高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会のつながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取組が始まっています。</p> <p>「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域のあらゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。ここでは、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしながら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要です。</p> <p>（追加）</p> <hr/> <p>本市においても、（追加）</p> <hr/> <p>こうしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる、「自立をめざした支援」を推進しています。（追加）</p> <hr/> <p>（1）課題</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、そこに高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。</p> <p>高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会から疎外されたりすることがあってはなりません。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権_____で特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害_____」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています（図12）。</p>	<p>4 高齢者</p> <p>高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会のつながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取組が推進されています。</p> <p>「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域のあらゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。ここでは、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしながら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要です。</p> <p>わが国では、2024（令和6）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現にむけて取り組んでいます。</p> <p>本市においては、全国に先行する形で人口減少・高齢化が進んでおり、2030（令和12）年には、認知症高齢者は5人に1人となることが予想されます。こうしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる、「自立をめざした支援」の推進に加え、認知症に関する普及啓発や地域での支援体制づくりにもより一層取り組んでいくこととしています。</p> <p>（1）課題</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、そこに高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。</p> <p>高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会から疎外されたりすることがあってはなりません。</p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権に関する<u>こと</u>で特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害を受ける」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています（図9）。</p>	<p>表現の変更。</p> <p>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行について追記。</p> <p>「認知症」について追記。 ※高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ははじめから引用</p> <p>意識調査問10から。 項目の変更。 市民意識調査の項目に合わせ修正。</p>

<p>虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状況にあると思われます。</p> <p>高齢者が本当に暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひとりが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>高齢者が生きがいを持ち、<u>生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みます。</u></p> <p>① <u>教育・啓発の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② <u>相談・支援体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充実させます。 ・高齢者が抱える複合的な問題の解決を関係機関や地域住民との協働による支援を行うための体制整備を促進します。 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>③ <u>高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。 ・高齢者の安全で安心な生活を支えるための諸施策を推進します。 ・高齢者自身が支えられる側だけでなく支え手としても活躍し生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。 ・高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状況にあると思われます。</p> <p>高齢者が<u>暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひとりが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。</u></p> <p>(2)取組方針</p> <p>高齢者が生きがいを持ち、<u>認知症や重度の要介護状態等になっても、本人の意思が尊重され、人生の最期まで自分らしく安心して生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みます。</u></p> <p>① <u>人権教育及び人権啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。 ・<u>高齢者自身が、支えられる側だけでなく支え手としても活躍し、生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。</u> <p>② <u>人権問題に関する情報の収集及び提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>認知症等に関する正しい知識と支援に関する情報について、広く周知を図ります。</u> <p>③ <u>人権問題に関する相談及び支援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充実させます。 ・高齢者が抱える複合的な問題の解決を関係機関や地域住民との協働による支援を行うための体制整備を促進します。 ・<u>地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。</u> ・<u>高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。</u> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>④ <u>高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者の安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー化等の諸施策を推進します。</u> 	<p>文脈整理のため削除。</p> <p>認知症等について追記。 ※高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ははじめから引用</p> <p>(旧) 取組方針③から移動</p> <p>認知症に関する情報の周知について追記。</p> <p>(旧) 取組方針③から移動 (旧) 取組方針③から移動</p> <p>(新) 取組方針④へ移動 (新) 取組方針③へ移動 (新) 取組方針④へ移動 (新) 取組方針①へ移動</p> <p>(新) 取組方針③へ移動</p> <p>(旧) 取組方針③から移動 (旧) 取組方針③から移動</p>
---	---	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>5 障がいのある人</p> <p>1981（昭和56）年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」というテーマをかかげ、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることを目指すリハビリテーションの理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透を図り、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。</p> <p>また、2006（平成18）年に国連で採択された障害者権利条約は、障がい者の尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。</p> <p>わが国においても、2011（平成23）年の障害者基本法の改正以降、2012（平成24）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）」の施行、2013（平成25）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）」の施行等、障害者施策に関する法整備が進められてきました。さらに、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、市や事業者などに合理的配慮の提供が求められることになりました。</p> <p>（追加）</p> <p>本市では、（追加）</p> <p>「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として様々な活動に広く参加していくことができるよう、総合的な取組を推進しています。</p>	<p>5 障がいのある人</p> <p>1981（昭和56）年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」というテーマを掲げ、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることをめざすリハビリテーションの理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会をめざすノーマライゼーションの理念の浸透を図り、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。</p> <p>また、2006（平成18）年に国連で採択された障害者権利条約は、障がい者の尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。</p> <p>わが国においても、2011（平成23）年の障害者基本法の改正以降、2012（平成24）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）」の施行、2013（平成25）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）」の施行等、障害者施策に関する法整備が進められてきました。_____2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」が施行され、市や事業者等に障がいのある人からの求めに応じた合理的配慮の提供が定められ、さらに、<u>同法の改正（2024（令和6）年施行）により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。</u></p> <p>高知県では、2024（令和6）年に障がいを理由とする差別の解消を目的とした「<u>障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例</u>」の施行、また、「<u>高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例（高知県手話言語条例）</u>」も施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての県民が安心して豊かに暮らせる共生社会の実現に向けて取組を進めています。</p> <p>本市においても、2016年に、「高知市手話言語条例」を施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り組むとともに、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6～8年度）」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として_____包容される社会が実現されるよう、総合的な取組を推進しています。</p>	<p>表記の統一。</p> <p>表記の統一。</p> <p>表記の統一。</p> <p>文脈の整理。</p> <p>事業者における合理的配慮の提供の法的義務化について追記。</p> <p>高知県「障害のある人も～高知県づくり条例」について追記。 「高知県手話言語条例」について追記。</p> <p>※「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「はじめに」を参考</p> <p>表現の変更。※「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」はじめに」から引用</p>

<p>また、その一環として、2016（平成28）年には、「高知市手話言語条例」を施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>(1)課題</p> <p>「障がいのある人」に障がいが生じる時や場所、状況は、様々であり、一人ひとり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らしい生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしながら支え合っていくことが必要です。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障がいのある人の人権_____で特に問題があると思うことについて、「障がい_____に対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」の回答割合が最も高く、次いで「障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされないために、社会参加しづらい」、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」_____の順となっています（図14）。</p> <p>2016（平成28）年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人への差別禁止や合理的配慮の提供が求められるようになりましたが、現実には、障がい_____に対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促進に向けた取組が必要です。</p> <p>SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリー化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひとりの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いながら支援をしていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいのある人が抱える困難を取り除き社会参加を支援していきます。</p> <p>① <u>_____教育_____啓発の推進</u> ・障がいや障がいのある人について正しく理解し共に生きるための_____大権教育・啓発活動を推進します。</p> <p>_____（追加） _____（追加）</p>	<p>(削除)</p> <p>(1)課題</p> <p>「障がいのある人」に障害が生じる時や場所、状況は、様々であり、一人ひとり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らしい生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしながら支え合っていくことが必要です。</p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障がいのある人の人権_____で特に問題があると思うことについて、「障がい・障がいのある人に対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」の回答割合が最も高く、次いで「障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされないために、社会参加しづらい」、「道路の段差や建物の階段など、外出先で不便や支障がある」_____の順となっています（図10）。</p> <p>(削除)</p> <p>_____障がいのある人に対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促進に向けた取組が必要です。</p> <p>SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリー化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひとりの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いながら支援をしていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいのある人が抱える困難を取り除き、社会参加を支援していきます。</p> <p>①人権教育及び人権啓発 _____ ⑧ ・障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関する_____教育・啓発活動を推進します。</p> <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努めます</p>	<p>時系列整理のため、第5段落へ移動。</p> <p>表現の変更。</p> <p>意識調査問12から。項目の変更。</p> <p>調査結果の変更。</p> <p>前文3段落目で記載済みのため削除。</p> <p>合理的配慮の提供について追記。</p> <p>(旧)取組方針②から一部移動</p>
--	---	--

<p>② <u> </u> 相談 <u>—</u> 支援 <u> </u> の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し、相談者 の立場に立った相談・支援に取り組みます。</u> ・ 障がいのある人一人ひとりの特性を理解し、障がいのある人が働き続けられる環境づくりを支援します。 <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>③ 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u> 障がいのある人が安全で安心な生活を支えるための 諸施策を推進します。</u> ・ <u>障がいがあっても生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。</u> ・ 障がいがあることによって発生する様々な課題や権利侵害を防ぎ、可能なかぎり自立した生活を送れるよう支援します。 <p>(追加)</p> <p>_____</p>	<p>③ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u> 関係機関と連携し、障がいのある人の立場に立った相談・支援に取り組みます。</u> <p>(削除)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能な限り自立した生活を送れるよう支援します。</u> <p>④ 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係機関との連携の下、障がいのある人が安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー化等の諸施策を推進します。</u> ・ <u>障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。</u> <p>(削除)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がいのある人一人ひとりの特性を理解し、障がいのある人が働き続けられる環境づくりを支援します。</u> 	<p>(新)取組方針②へ一部移動 (新)取組方針④へ移動</p> <p>(旧)取組方針③から移動</p> <p>表現の変更。</p> <p>表現の変更。</p> <p>(新)取組方針③へ移動</p> <p>(旧)取組方針②から移動</p>
--	---	---

<p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外国人の人権に関して特に問題があると思うことについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」の順となっています（図16）。</p> <p>外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するためには、互いを人として尊重し合い、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生の視点での工夫や配慮を施していくことが求められます。</p> <p>また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によって外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。</p> <p>① <u>教育</u> 啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。 ・姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深めます。 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② <u>相談</u> 支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとについて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り相談機能の強化を図ります。 <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>③ <u>外国人への配慮等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語の情報発信に努めます。 ・帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援します。 ・外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援の充実を図ります。 	<p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外国人の人権に関して特に問題があると思うことについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「就職・職場で不当な扱いを受ける（例：技能実習生問題など）」、「保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」の順となっています（図11）。</p> <p>外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するためには、互いを人として尊重し合い、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生の視点での工夫や配慮を施していくことが求められます。</p> <p>また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によって外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。</p> <p>① <u>人権教育及び人権啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。 ・姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深めます。 <p>② <u>人権問題に関する情報の収集及び提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語での情報発信に努めます。 ・多文化共生の視点からの施策の研究・検討を行います。 <p>③ <u>人権問題に関する相談及び支援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとについて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り相談機能の強化を図ります。 ・帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援します。 ・外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援に努めます。 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>意識調査問14から、調査結果の変更。</p> <p>表記の統一。</p> <p>(旧)取組方針③から移動 外国人労働者の職場への定着促進及び生活支援施策の研究・検討について追記</p> <p>(旧)取組方針③から移動</p> <p>(旧)取組方針③から移動</p> <p>(新)取組方針②へ移動 (新)取組方針③へ移動</p> <p>(新)取組方針③へ移動</p>
--	---	---

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>7 感染症患者等</p> <p>わが国における「らい予防法」によるハンセン病患者の長期間にわたる隔離政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多大な苦痛と苦難を与えてきました。2019（令和元）年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族には補償金が支払われることになりましたが、今も尚、ハンセン病療養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別への不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。</p> <p>私たちは今日も、様々な感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落とし、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。</p> <p>実際、2020（令和2）年の、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、<u>感染された方をはじめ、その家族、治療に当たられている医療機関関係者などの関係者に対して</u> 不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。</p> <p><u>（追加）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)課題</p> <p>1999（平成11）年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記されています。</p> <p>誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。</p>	<p>7 感染症患者等</p> <p>わが国における「らい予防法」によるハンセン病患者の長期間にわたる隔離政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多大な苦痛と苦難を与えてきました。2019（令和元）年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族には補償金が支払われることになりましたが、今もなお、ハンセン病療養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別への不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。</p> <p>私たちは今日も、様々な感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落とし、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。</p> <p>実際、2020（令和2）年の、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、<u>感染患者</u>をはじめ、その家族、治療に当たっている医療機関関係者等との関係者に対して、不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。</p> <p><u>2021（令和3）年には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、感染患者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、感染症に関する知識の普及や、偏見や差別の防止に向けた情報発信が求められています。</u></p> <p>(1)課題</p> <p>1999（平成11）年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記されています。</p> <p>誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。</p>	<p>文言の修正。</p> <p>表記の統一及び表現の変更。</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、新たに差別を防止するための規定が設けられたことを追記。 ※人権教育・啓発に関する基本計画を参考（p43～47）</p>

<p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「<u>悪意のある噂を流されたり差別的な言動をされる</u>」の回答割合が最も高く、次いで「<u>罹患したことにより、本人や家族などのプライバシーが侵害される</u>」、「<u>就職・職場で不利な扱いを受ける</u>」の順となっています（図14）。</p> <p>感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ適切に提供することが大切であり、<u>（追加）</u> <u>すべての人がお互いを思いやりながら行動することが求められます。</u></p> <p>市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にするためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認識の普及に努めます。</p> <p>また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進していきます。</p> <p>① <u>教育</u>—<u>啓発の推進</u> ・感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発、また、<u>正確な情報の収集・分析および提供に努めます。</u></p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p> <p>② <u>相談</u>—<u>支援体制の充実</u> ・<u>感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。</u></p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p> <p>③ <u>医療</u>—<u>検査体制の充実</u> ・<u>感染症の予防、感染拡大の防止に資するため、医療・検査体制の充実を図ります。</u> ・<u>感染症患者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。</u></p>	<p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「<u>感染者・医療従事者及びその家族などが差別や偏見にさらされる</u>」の回答割合が最も高く、次いで「<u>インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる</u>」、「<u>感染者が出た施設、学校、会社などが差別や偏見にさらされる</u>」の順となっています（図12）。</p> <p>感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ適切に提供することが大切です。また、<u>感染症に関する正確な知識の普及啓発を行い、</u>すべての人がお互いを思いやりながら行動することが求められます。</p> <p>市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にするためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認識の普及に努めます。</p> <p>また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進していきます。</p> <p>① <u>人権教育及び人権啓発</u> ・<u>感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。</u></p> <p>② <u>人権問題に関する情報の収集及び提供</u> ・<u>感染症に関する正確な情報の収集・分析及び提供に努めます。</u> ・<u>感染症や感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努めます。</u></p> <p>③ <u>人権問題に関する相談及び支援体制の整備</u> ・ <u>関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。</u> ⑩ ・<u>感染症患者等のプライバシーに配慮し、安心して受けることができる医療・検査体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>	<p>意識調査問16から。 調査結果の変更。</p> <p>感染症の啓発について追記。 ※人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）参考（P44）</p> <p>(新)取組方針②へ一部移動</p> <p>(旧)取組方針①から一部移動 (旧)取組方針②から一部移動</p> <p>(新)取組方針②へ一部移動 (旧)取組方針③から一部移動 感染症患者等の人権の擁護を目的とした記載に変更。</p> <p>(新)取組方針③へ一部移動 (新)取組方針③へ一部移動</p>
---	--	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>8 性的指向・性自認</p> <p>性のあり方は、主に、「からだの性（身体的な性）」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。</p> <p>性のあり方に関しては、『LGBT___』ということばが、少数派の人々（性的マイノリティ）を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方に基づき、『SOGI（性的指向・性自認）』を用いることが増えてきました。</p> <p>_____近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においてもSOGIに配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。</p> <p><u>（追加）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>本市においても、2020（令和2）年11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言～多様な性を認め合うまちへ～」を行い、同年12月「にじいろのまち・職員ハンドブック～性的指向・性自認（SOGI）について理解し、行動する～」の策定、令和3年2月「高知市パートナーシップ登録制度」の導入等、さまざまな取組を推進しています。</p> <p>(1)課題</p> <p>性的マイノリティの人口比率は、3～10%と推定されていますが、自らカミングアウトしなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別などを恐れて打ち明けられない人もいます。</p>	<p>8 性的指向・性自認</p> <p>性のあり方は、主に、「からだの性（身体的な性）」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。</p> <p>性のあり方に関しては、『LGBTQ+』ということばが、少数派の人々（性的マイノリティ）を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方に基づき、『SOGI（性的指向・性自認）』を用いることが増えてきました。</p> <p><u>わが国では、近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においてもSOGIに配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。</u></p> <p><u>2023（令和5）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状から、性的マイノリティの人々が直面する困難や差別を解消し、包括的な共生社会の実現をめざしています。</u></p> <p>本市においても、2020（令和2）年11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言～多様な性を認め合うまちへ～」を行い、同年12月「にじいろのまち・職員ハンドブック～性的指向・性自認（SOGI）について理解し、行動する～」の策定、令和3年2月「高知市パートナーシップ登録制度」の導入等、さまざまな取組を推進しています。</p> <p>(1)課題</p> <p>性的マイノリティの人口比率は、3～10%と推定されていますが、自らカミングアウトしなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別等<u>_____</u>を恐れて打ち明けられない人もいます。</p>	<p>表現の変更。</p> <p>文脈整理のため追加。</p> <p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行について追記。</p>

<p>また、そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかひも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ（性のあり方）を本人の許可無く公開する（アウトティング）などのプライバシー侵害行為も問題となっています。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、LGBT等____の性的少数者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備（トイレ、更衣室____等）が整っていない」、「相談できる相手が少ない」____</p> <hr/> <p>の結果となっており（図 20）、（追加）</p> <hr/> <p>____一人ひとりが尊重され安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、多様な性のあり方についての理解____を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解解消していく取組が必要です。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決に取り組めます。</p> <p>①____教育____啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。 ・「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、職員の意識啓発と適切な対応の推進に取り組めます。 ・多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員に対し研修の実施や情報提供を推進します。 <p>（追加）</p> <hr/> <p>（追加）</p> <hr/>	<p>____そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかひも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ（性のあり方）を本人の許可無く公開する（アウトティング）などのプライバシー侵害行為も問題となっています。</p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、LGBTQ+等の性的少数者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備（トイレ、更衣室など）が整っていない」、「行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けることができない場合がある（住宅・医療・保険など）」の結果となっており（図 13）、また、LGBTQ+などの性的少数者の人権を守るために必要性が高いと思うことについては、「学校教育の中で、性的指向・性自認についての教育の充実や配慮を行う」の回答割合が最も高くなっています（図 14）。一人ひとりが尊重され安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、多様な性のあり方についての理解や制度の周知を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解解消していく取組が必要です。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決に取り組めます。</p> <p>①人権教育及び人権啓発____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。 ・「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、職員の意識啓発と適切な対応の推進に取り組めます。 ・多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員に対し研修の実施や情報提供を推進します。 <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ制度の周知や、性的マイノリティのニーズの把握に努めるなど、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を尊重する取組を推進します。 	<p>意識調査問 18 から。</p> <p>調査の変更。</p> <p>意識調査問 20 から。</p> <p>意識調査の結果によると、パートナーシップ制度の認知度が低かったため追記。</p> <p>ファミリーシップ制度やLGBTフレンドリー企業制度等の新たな動きが生じているため追記。</p> <p>（旧）取組方針③から移動</p>
---	--	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p data-bbox="91 113 248 140">9 職場の人権</p> <p data-bbox="91 177 887 236">働くことは、人の人生や社会生活において大きなウエイトを占めており、人間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。</p> <p data-bbox="91 272 887 363">わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差など、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。</p> <p data-bbox="91 400 887 655">国では、2014（平成26）年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）<u> </u>を平成31（2019）年4月から順次施行し、そのなかで、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られてきました。<u>（追加）</u></p> <hr/> <p data-bbox="91 788 170 815">(1)課題</p> <p data-bbox="91 852 887 975">長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用などの賃金格差、男女間の不均等待遇などの問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。</p> <p data-bbox="91 1011 887 1070">2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、<u>（追加）</u></p> <hr/> <p data-bbox="91 1107 887 1362">_____職場に_____関することで、大権上特に問題があると思うことについて、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」_____、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており（図22）、また、働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。</p>	<p data-bbox="920 113 1256 140">9 職場（事業所）における人権</p> <p data-bbox="920 177 1715 236">働くことは、人の人生や社会生活において大きなウエイトを占めており、人間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。</p> <p data-bbox="920 272 1715 363">わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差等<u> </u>、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。</p> <p data-bbox="920 400 1715 751">国では、2014（平成26）年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）<u> </u>を2019（平成31）年4月から順次施行し、その中で、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られ、2020（令和2）年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を策定し、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）に関する対策の強化も図っています。<u> </u></p> <p data-bbox="920 788 999 815">(1)課題</p> <p data-bbox="920 852 1715 975">長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用等<u> </u>の賃金格差、男女間の不均等待遇等<u> </u>の問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。</p> <p data-bbox="920 1011 1715 1362">2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、人権が侵害されたと思った内容について、「職場における人権侵害」の回答割合が最も高くなっており（図15）、働く人々の人権を守り、安心して働くことができる環境づくりを推進する取組が必要です。また、職場における人権に関することで_____特に問題があると思うことについて、「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」_____の回答割合が最も高く、次いで「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており（図16）、_____働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。</p>	<p data-bbox="1749 469 1872 496">表記の統一。</p> <p data-bbox="1749 628 2141 751">「カスタマーハラスメント」について追記。 ※カスタマーハラスメント企業マニュアル（厚労省作成）はじめから引用</p> <p data-bbox="1749 1043 1984 1070">意識調査問4－1から。</p> <p data-bbox="1749 1139 1951 1198">意識調査問22から。 調査結果の変更。</p>

<p>(2)取組方針</p> <p>すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事（ディーセントワーク）に従事することができる。(追加)</p> <p>_____社会づくりをめざし、職場の_____人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。</p> <p>①研修—_____啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等を対象とした人権研修会、啓発資料や情報提供等、啓発を推進します。 ・事業者等の自主的・主体的な人権教育等に関する活動を支援します。 <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>②_____相談—_____支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するとともに、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。 <p>③安心して働くことができる職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、労働基準法等の関係法令の周知・浸透を図り、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発を行うことにより、働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。 <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p>	<p>(2)取組方針</p> <p>すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事（ディーセントワーク）に従事することができる、<u>仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が実現した社会づくりをめざし、職場における人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。</u></p> <p>①人権教育及び人権啓発_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等を対象とした人権研修会、啓発資料や情報提供等、啓発を推進します。 ・事業者等の自主的・主体的な人権教育等に関する活動を支援します。 ・事業者に対して、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、長時間労働防止のための啓発を行います。 <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、労働基準法等の関係法令の周知・浸透を図ります。 ・働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。 <p>③人権問題に関する相談及び支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するとともに、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。 <p>④安心して働くことができる職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、_____育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけを行います。 <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者のモデルになるように、職員のワークライフバランスの推進に努めます。 <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共調達において、人権擁護活動推進事業所等に対して優先調達を行います。 	<p>ワークライフバランスについて追記。</p> <p>(旧) 取組方針③から一部移動</p> <p>(旧) 取組方針③から一部移動</p> <p>(新) 取組方針①に移動</p> <p>(新) 取組方針①及び②に移動</p> <p>行政が率先して取組を行うことの重要性から追記。 公共調達における人権擁護活動推進事業所を評価・優遇するための取組を追記。</p>
---	---	---

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>10 犯罪被害者等</p> <p>犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではなく、収入の途絶や医療費や弁護士費用などの経済的負担、捜査や裁判などでの精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道やいわれの無いうわさや中傷によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻な問題です。</p> <p>国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の取組を行っています。</p> <p>また、高知県においても、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020（令和2）年4月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。</p> <p>本市においても、総合的対応窓口において相談を受け、高知県警察やこうち被災者支援センターなどの専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげていきます。（追加）</p> <p>（1）課題</p> <p>私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。</p> <p>犯罪被害者等に対する支援制度の整備が進む一方で、被害者や家族等が興味本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり生活の平穩を脅かされたりするといった問題が生じており、こうした二次被害を生じさせないことが大切です。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、犯罪被害者等の人権に関することで、特に問題があると思うことについて、「過剰な取材などによる私生活の平穩やプライバシーの侵害がある」の回答割合が最も高くなっており（図24）、市民一人一人が、犯罪被害者とその家族等が置かれている状況を思いやり、当事者の名誉やプライバシーに配慮することの重要性を理解する必要があります。</p>	<p>10 犯罪被害者等</p> <p>犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではなく、収入の途絶や医療費や弁護士費用等の経済的負担、捜査や裁判等での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道、いわれの無いうわさや中傷、インターネットへの書き込み等によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻な問題です。</p> <p>国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の取組を行っています。</p> <p>また、高知県においても、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020（令和2）年4月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。</p> <p>本市においても、総合的対応窓口において相談を受け、高知県警察やこうち被災者支援センター等の専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげてきました。2026（令和8）年4月には「高知市犯罪被害者等支援条例（仮称）」を制定し、犯罪被害者等へのさらなる支援の充実と体制の整備を図っていきます。</p> <p>（1）課題</p> <p>私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。</p> <p>犯罪被害者等が、（削除） 名譽を傷つけられたり生活の平穩を脅かされたりするといった二次被害を生じさせないことが大切です。</p> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、犯罪被害者等の人権に関することで、特に問題があると思うことについて、「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない」の回答割合が最も高く、次いで、「犯罪による精神的・経済的負担が大きい」、「過剰な取材などによる私生活の平穩やプライバシーの侵害がある」の順となっています（図17）。</p>	<p>文言の統一。 横断的課題であるネット書き込みについて追記。</p> <p>市条例制定検討中により追記。 ※くらし・交通安全課と要協議。</p> <p>前文1段落目で記載済みのため削除。 表現の変更。</p> <p>意識調査問24から。 調査結果の変更。</p>

<p>また、市民の意識調査結果によると、「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない」、「犯罪による精神的・経済的負担が大きい」ことが特に問題だとする回答割合も高く(図24)、犯罪被害者等の回復・軽減を図り、元の生活を取り戻すために(追加) 必要な支援の充実が求められています。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を行うとともに、 警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。</p> <p>① 教育 啓発の推進 ・犯罪被害者等の権利擁護にかかる問題についての理解を深める啓発を推進します。 (追加) (追加) (追加)</p> <p>② 相談 体制の充実 ・「総合的相談窓口」において相談に対応するとともに、関係機関との連携の下、適切な支援の実施に努めます。 ・犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>③犯罪被害者等の権利利益の保護 ・犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。 (追加) (追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>犯罪被害者等の回復・軽減を図り、元の生活を取り戻すためにも、被害後からのさまざまな費用の負担軽減や、相談窓口の周知等の支援の充実が求められています。</p> <p>(2)取組方針</p> <p>犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を推進します。</p> <p>また、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、庁内支援体制の整備を行い、警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。</p> <p>①人権教育及び人権啓発 ・犯罪被害者等の権利擁護にかかる問題についての理解を深める啓発を推進します。 ・職員に対し、犯罪被害者等の支援に関する理解促進のための研修を推進します。</p> <p>②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・「総合的対応窓口」の周知に努めます。</p> <p>③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・「総合的対応窓口」において相談に対応するとともに、専門の相談支援員の配置等による犯罪被害者等に寄り添った伴走支援体制の充実を図ります。 ・犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>④関係機関への支援 ・犯罪被害者及びその家族、遺族に対する支援活動を行う関係機関を支援します。</p>	<p>(新)3段落目で記載したため削除。</p> <p>被害者支援の課題について追記。 ※ワンストップサービス体制の手引き(警察庁発出)等を参考</p> <p>庁内支援体制整備について追記。</p> <p>市条例制定検討に伴う職員への教育・啓発を追記。</p> <p>相談支援員の配置について追記し、市が行う体制充実について記載。</p> <p>(新)第3章-2 ウヘ移動 全ての人権に関わる事項のため削除。</p> <p>(旧)取組方針に記載していなかったため追加。</p>
--	---	--

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>12 災害と人権</p> <p>東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者）への配慮が行き届いていない状況や、女性のDVや性犯罪被害が問題になりました。</p> <p>こうしたことから国は、2005（平成17）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しました。</p> <p>本市においても、女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合の防災対策に活かすため、2014（平成26）年に、女性職員で構成された「高知市女性の視点を防災対策に活かすためのフォローアップ委員会」を設置し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討を行いました。</p> <p><u>（追加）</u></p> <hr/> <p>(1)課題</p> <p>災害時に守った命をつなぐためには、心身の健康と安全の確保が最優先されなければなりません。</p> <p>2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、災害時に生じることで、人権上特に問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次いで「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な情報や支援が行き届かない」の順となっています（図28）。</p> <p>非常時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じることが必要です。</p>	<p>11 災害と人権</p> <p>東日本大震災では、避難生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者）への配慮が行き届いていない状況や、女性へのDVや性犯罪被害が問題になりました。</p> <p>_____わが国では、2005（平成17）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しています。</p> <p>本市においても、女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合の防災対策に活かすため、2014（平成26）年に、女性職員で構成された「高知市女性の視点を防災対策に活かすためのフォローアップ委員会」を設置し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討を行いました。</p> <p>また、避難行動要支援者制度にも取り組んでおり、災害時に、庁内関係部署及び庁外関係団体等が連携して、誰ひとり見逃さないという目標の達成に励んでいます。</p> <p>(1)課題</p> <p><u>（削除）</u></p> <hr/> <p>2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、地震などの災害時における人権に関することで特に問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次いで「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な情報や支援が行き届かない」の順となっています（図18）。</p> <p>非常時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じることが必要です。</p>	<p>表現の変更。</p> <p>表現の変更。</p> <p>令和3年度に避難行動要支援者制度の個別避難計画策定が努力義務化されたため追記。 ※避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）から引用</p> <p>人権の重要性と繋がらないため削除。</p> <p>意識調査問28から。 意識調査の設問表記に合わせ変更。</p>

<p>(3)北朝鮮当局による拉致問題 北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重要な人権侵害であり、北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。被害者家族の高齢化が進む中、早期解決がより一層求められており、市民がこの問題についての関心や認識を深めていくための支援や周知などの取組が必要です。</p> <p>(4)ホームレス やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生してあります。ホームレスの人々の人権擁護の推進のため、ホームレスや近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組が必要です。</p> <p>また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立など、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しても支援が必要です。2017（平成29）年に施行された「生活困窮者自立支援法」においては、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。</p> <p>(5)人身取引（トラフィッキング） 2019（令和元）年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は47人であり、そのうち約7割が日本人です。</p> <p>人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が必要です。</p>	<p>(3)北朝鮮当局による拉致問題 北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重要な人権侵害であり、北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。被害者家族の高齢化が進む中、早期解決がより一層求められており、市民がこの問題についての関心や認識を深めていくための_____周知_____が重要です。⑰</p> <p>(4)ホームレス やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生しており、_____状況に応じた啓発広報活動、人権相談等の取組が重要です。⑰</p> <p>また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立等____、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しても支援が必要です。2017（平成29）年に施行された「生活困窮者自立支援法」においては、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。</p> <p>(5)人身取引（トラフィッキング） 2023（令和5）年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は61人であり、そのうち約8割が日本人です。</p> <p>人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買等____を目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等____の手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が重要です。⑰</p>	<p>表現の変更。</p> <p>表現の変更。</p> <p>※ヒューライツ大阪ホームページ参考。（2024年データは未公表）</p> <p>表現の変更。</p>
---	---	---